

## 盛岡市火葬場整備等事業について

平成20年8月28日  
市民部

## 1 特定事業の選定

盛岡市火葬場整備等事業については、平成24年の開業に向けて、設計・建設から完成後の維持管理・運営までの業務を包括した一体的な整備を目指す予定としており、平成20年6月10日に盛岡市火葬場整備等事業実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を公表した。

その後、実施方針に基づき、本事業の実施に係る定量的評価と定性的評価を行ったところ、本事業をDBO方式で実施することにより、全事業期間を通じ、市の財政負担の縮減と、事業リスクの低減及び公共サービスの質的向上等が図られるとともに、約3パーセントのVFMが見込まれる結果となった。

また、本事業においては、合併特例債を活用し、建設資金を調達することとしているが、これにより建設費に係る市の財政負担が平準化されるとともに、後年度に多額の地方交付税が措置されるなど、市の財政運営上の効果も大きいと判断された。

これらのことから、本事業を民活事業として実施することが適当であると認め、PFI法の例により特定事業として選定したものである。

## ○ VFM算定上の財政負担額比較

(単位：百万円、%)

区分	単純合計額			現在価値割引後（※2）		
	財政負担額（※1）	従来手法比		財政負担額（※1）	従来手法比	
		金額	率		金額	率
従来方式	7,361	-	-	4,538	-	-
DBO方式	7,173	△ 188	△ 2.6	4,383	△ 155	△ 3.4

※1) 財政負担額は、建設費、20年間の管理運営費及び起債償還金の合算額から、20年間の使用料等の総収入を差し引いた額（道路整備に係る事業費458百万円及び合併特例債の起債償還金に係る地方交付税の措置額を除く。）をいう。

※2) 現在価値割引後の額は、発生時期が異なる複数年にわたる事業の貨幣価値を比較可能にするため、将来の価値を一定の割引率を用いて現在時点に割り戻した額で、この額を基にVFMが算出される。

## ○ 事業評価

区分		従来方式（PSC）（※1）	評価	DBO方式	評価
定量的評価	財政負担の軽減等	LCC（※2）削減に関し、コスト削減余地は、限定される。	△	設計・施工と管理・運営の一括性能発注により、LCC削減に関する民間のノウハウや創意工夫等を活用しやすい。	○
定性的評価	効率的な施設整備と管理運営	現行と同じ施設整備と管理運営等の水準が維持される。	○	設計・施工・運営・管理の各業務を一括して事業者に委ねるため、事業者の有するノウハウや創意工夫が盛り込まれ、より機能的な施設をより効率的に整備することが期待できるとともに、安定した施設の運営・維持管理が期待できる。	○
	利用者に提供するサービス水準	現行と同じ公共サービスの水準が維持される。	○	類似施設等での経験により蓄積された事業者のノウハウの活用や、きめ細やかなサービスの見直し等を行うことにより、安定したサービス水準の維持・向上が期待できる。	○
	リスク分担の明確化	事業の実施に当たり、設計・施工・運営・管理等の各業務に内在するリスクに対する公共の負担が大きい。	×	市と事業者が適正なリスク分担を行うことで、適切なリスク管理や問題発生時における適かつ迅速な対応が可能である。	○
総合評価		施設整備と管理運営、利用者サービス等について、現行と同水準を維持できる。	△	定量的・定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、約3%のVFMが見込まれ、LCC削減とリスク移転の点から評価できる。	○

※1) PSC (Public Sector Comparator) は、公共が自ら設計、建設、維持管理、運営等を行った場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。

※2) LCC (Life Cycle Cost) は、製品や構造物の調達・製造～使用～廃棄の各段階の費用をトータルしたもので、初期建設費のイニシャルコストと、それらの維持管理や運営等のランニングコストにより構成される。事業の全期間に要する費用の推計値。

## 2 債務負担行為の設定

本事業の実施に当たっては、事業者との複数年にわたる契約により、多額の債務負担が発生することから、今後の事業者の選定に向けた手続の開始に先立ち、地方自治法第232条の3の規定に基づく債務負担行為を設定する。

債務負担行為の限度額は、「6,500百万円に、金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額」とする。